

山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言 — 複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化に向けて —

《平成26年3月》

◆提言にあたって（提言書の趣旨）

- ・本提言は、山口県社会福祉協議会に設置した「山口県地域福祉推進委員会」（地域福祉課題提言部会）にて作成したものです。
- ・「山口県地域福祉推進委員会」は、地域福祉を推進する各種関係団体からの委員で構成し、山口県の地域福祉の推進に向けて調査研究を行い、その課題解決方策を明らかにするための研究協議を行っています。
- ・本提言書は、山口県における地域福祉の推進のため、山口県地域福祉推進委員会にて検討した事項を、広く周知することを目的に作成しました。
- ・また、提言内容について、社会福祉協議会以外の各種関係団体において期待される取組も記載し、各種関係団体と連携した協働実践をめざしたものにしています。
- ・地域福祉の推進に向けては、様々な課題があり、多様な視点からの取組が必要とされています。本提言書では、こうした様々な課題の中でも、とりわけ重点的に取り組むべきテーマについて研究協議をし、平成26年度の提言（取組方針）としてまとめました。
- ・平成26年度のテーマは「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」です。このテーマをもとに、山口県の地域福祉の推進に向け、各種団体との協働実践が広がる一助となるよう、関係者の御理解と御協力をお願いします。

複合的課題を抱える世帯への
相談支援の機能強化に向けた
提言書



地域福祉を推進する各種関係団
体が「複合的課題を抱える世帯
への相談支援の機能強化に向け
て」協働で取り組む

山口県地域福祉推進委員会・地域福祉課題提言部会
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

《 目 次 》

1	はじめに	1
2	提言がめざす「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」の方針	4
3	「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」に向けた提言（各種団体の具体的な取組の方向性）	6
4	参考資料	8
	（1）平成25年度地域福祉推進セミナーの実施報告	
	（2）提言書の作成経過	

1. はじめに

◆相談支援の現状

近年の少子高齢化、世帯の小規模化の進展や長引く経済不況など社会情勢や生活環境が変化し、生活困窮など地域住民が抱える課題も複雑化、多様化しています。

また、地域のつながりの希薄化により、地域社会から孤立した人の把握もますます難しくなっている一方で、地域社会から孤立した人は、自ら支援を求めることができない、もしくは、積極的に支援を求めてこない場合も少なくありません。

そういった状況の中、社会福祉協議会（以下、社協）には、日々住民の様々な悩みごとが寄せられており、多くの場合は、社協職員が対応し、社協の福祉サービスの利用（地域福祉権利擁護事業、資金貸付等）や他の相談機関の紹介等を行っています。

※図1、2参照

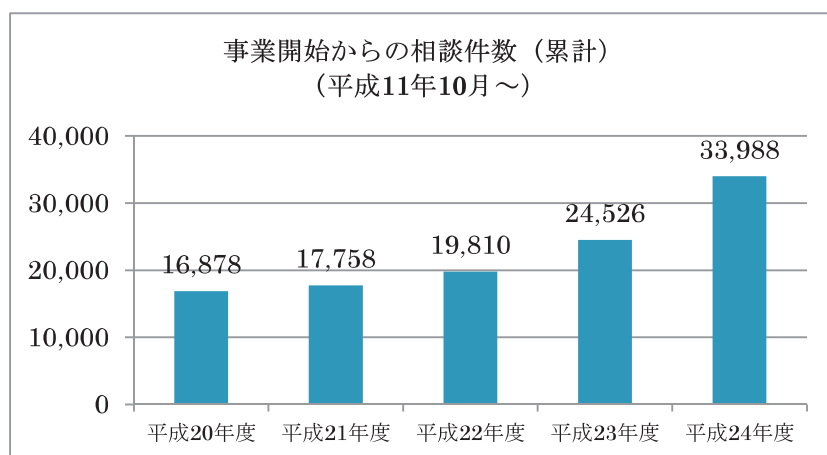
また、市町社協においては、相談員を民生委員・児童委員とする心配ごと相談事業や総合相談事業を実施するなど、相談分野を限定しない相談事業も行っています。

さらに、地域の中には、社協のみならず地域包括支援センターや在宅介護支援センター、各種相談支援事業所など様々な相談機関があり、それぞれの相談機関が専門性を活かしながら多様な相談に応じています。

しかし、現在の相談支援事業を見ると、高齢・障害・児童等の各領域の事業間の連携は必ずしも十分とは言えず、それが縦割りに実施される傾向があり、分野を超えるような問題や複合化した問題、制度の谷間に位置する問題等について、十分な対応ができていないという状況があります。また、1つの機関で複合的課題に対応できない場合は、地域の複数の機関が連携して支援にあたるのが考えられますが、情報共有や連携の体制・仕組の整っている地域はあまり多くないと言えます。

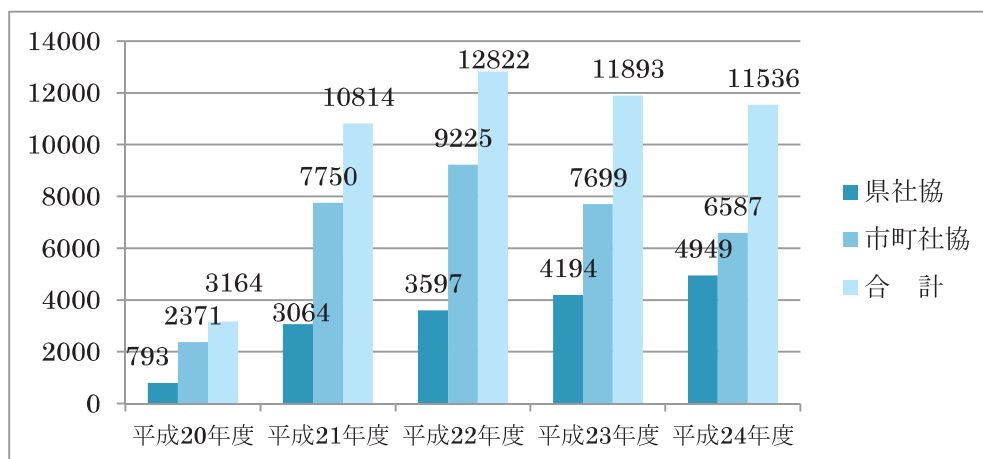
このような中、複雑化、多様化した課題を抱えた方の相談をしっかりと受け止め、適切に支援を行える体制を構築していくことが必要です。

図1 地域福祉権利擁護事業相談件数の推移（県社協把握）



※社協が受ける地域福祉権利擁護事業に関する相談は、事業開始以来、年々増加しています。

図2 生活福祉資金貸付相談件数の推移



※平成21年度、22年度については、資金貸付制度改正や貸金業法改正等があり、関係機関からの制度改正に関する問い合わせが増えましたが、平成23年度以降は、制度改正に関する問い合わせは減っていますが、利用に関する相談は増えている傾向にあります。

◆ “複合的課題を抱える” とは

※複合的課題を抱える世帯とは…

1つの世帯で同時に複数の課題を抱え、地域とのつながりが薄く、社会的に孤立しがちな世帯。

例1) 多重債務を抱え、失業課題を抱える親と虐待を受けている子の世帯
⇒経済的な課題と福祉的な課題の複合

例2) 介護が必要な高齢の親と障害をもつ子がいる世帯
⇒福祉的な課題と福祉的な課題の複合

ここで、県内の市町社協及びパーソナルサポートセンターにおいて支援をしている「複合的課題を抱える世帯」の事例を2つ紹介します。

《事例1 福祉的な課題と福祉的な課題の複合》

支援対象	認知症の母親（80代）と統合失調症の娘の2人（共に50代）の3人世帯
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の中にはゴミが散乱し、不衛生な状況である。3人ともお風呂にもあまり入らない。 ・母親の年金と娘2人の障害年金で生活しているが、金銭管理ができず、生活支援が必要である。 ・娘の1人は、入退院を繰り返している。娘の症状が悪くなった時の早めの対応が家族内でできない。 ・自治会の集まりには参加するが、周りとの関係はあまりよくない。 ・遠方に末娘がいるが、生活保護を受けている状況であり、支援できる親族はいない。

支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が訪問し、見守りをしている。 ・3人とも地域福祉権利擁護事業を利用し、金銭管理、福祉サービス利用援助、書類等預かりサービスを月2回利用している。 ・母親は、要介護2であり、ケアマネジャーがマネジメントを行っており、介護サービスは、訪問看護、訪問介護、通所介護をそれぞれ週1回利用している。 ・近隣のリサイクル業者に協力していただき、大掃除を行った。 ・行政、病院、訪問看護、ケアマネジャー、社協（地域福祉権利擁護事業専門員）で今後の支援方法などについて、共通認識をもつため会議をもつ。
-------------	---

《事例2 経済的な課題と福祉的な課題の複合》

支援対象	Aさん（20代男性）、妻、娘（4歳）、義父の4人世帯。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妻、義父から暴力を受け、警察にDV被害相談をする。 ・暴力から逃れるために、友人宅（県外）へ逃げる。 ・実父母とは折り合いが悪く、実母は精神疾患の疑いがあるため、実父母からの支援は難しい。 ・Aさん名義の妻の借金がある。 ・仕事をしていないため、収入がなく、逃げるように家を出たために、住む家もない。
支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・社協をはじめ、DVシェルターなど様々な相談機関に相談するも、該当する支援がないため、「パーソナルサポートセンター」へ支援を依頼する。 ・センタースタッフが本人と面談し、支援開始。 <ol style="list-style-type: none"> ①一週間分の緊急食料支援を行う。 ②「パーソナルサポートセンター」保有のシェルターへ入居。 ③入居後は生活習慣指導のため「パーソナルサポートセンター」に来所し、入居者決め事の遵守指導（規律面・挨拶・生活状況・掃除・食事・入浴・洗濯等報告の義務付け） ④体調不良（心身）を訴えたため、病院の精神科に同行し、受診。 ⑤債務整理、離婚調停の相談で法テラスを紹介し、同行訪問。 ⑥体力回復・精神的にも落ち着いた時点で就活開始し、求人情報誌から自動車関連会社（派遣・寮付き）に面接採用が決まったことから、シェルター退去 ※シェルター入居期間20日間 ⑦就労先の情報では、職場が変わり仕事もきつく休みがち。収入減と生活苦で心身とも疲れ、負のスパイラル状態に陥っており、継続的な支援が必要。

2. 提言がめざす「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」の方針

前述のように、分野を超えるような問題や複合化した問題、制度の谷間に位置する問題等について、1つの機関で十分な対応ができていないという状況や1つの機関で対応できない場合は、地域の複数の機関が連携して支援にあたるということが必要ですが、その連携が十分ではないといった状況があります。複合的課題を抱えた世帯への相談支援については、まず初めの相談内容をしっかりと受け止め、適切に支援を行える体制を構築することが必要であり、提言がめざす「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」の方針として、以下の方針を掲げて取り組むこととします。

“相談のワンストップ機能の充実を図り、課題解決のための仕組づくりをすすめる”

社協における相談は、支援への入り口であり、そのニーズキャッチ機能を十分に活かし、様々な社協活動につなげていくことが必要であり、社協の活動そのものが相談事業であるといっても過言ではありません。地域住民、民生委員・児童委員、福祉員等による小地域福祉活動と一体となった取組を展開し、多様な生活課題の発見や解決を地域住民と協働して行うところに社協の特徴があります。

地域で困りごとを抱えた人や地域から孤立している人、複合的課題を抱える世帯などの課題については、地域住民同士の助け合いや支え合い、民生委員・児童委員や福祉員を中心とした見守り活動などの小地域福祉活動を通して発見されたり、介護保険サービスや地域福祉権利擁護事業等の福祉サービスの利用を通じて把握されることが多くあります。

まずは、地域に存在する多様な生活課題に関する相談に対して社協をはじめとした地域における様々な相談機関がワンストップで受け止めます。

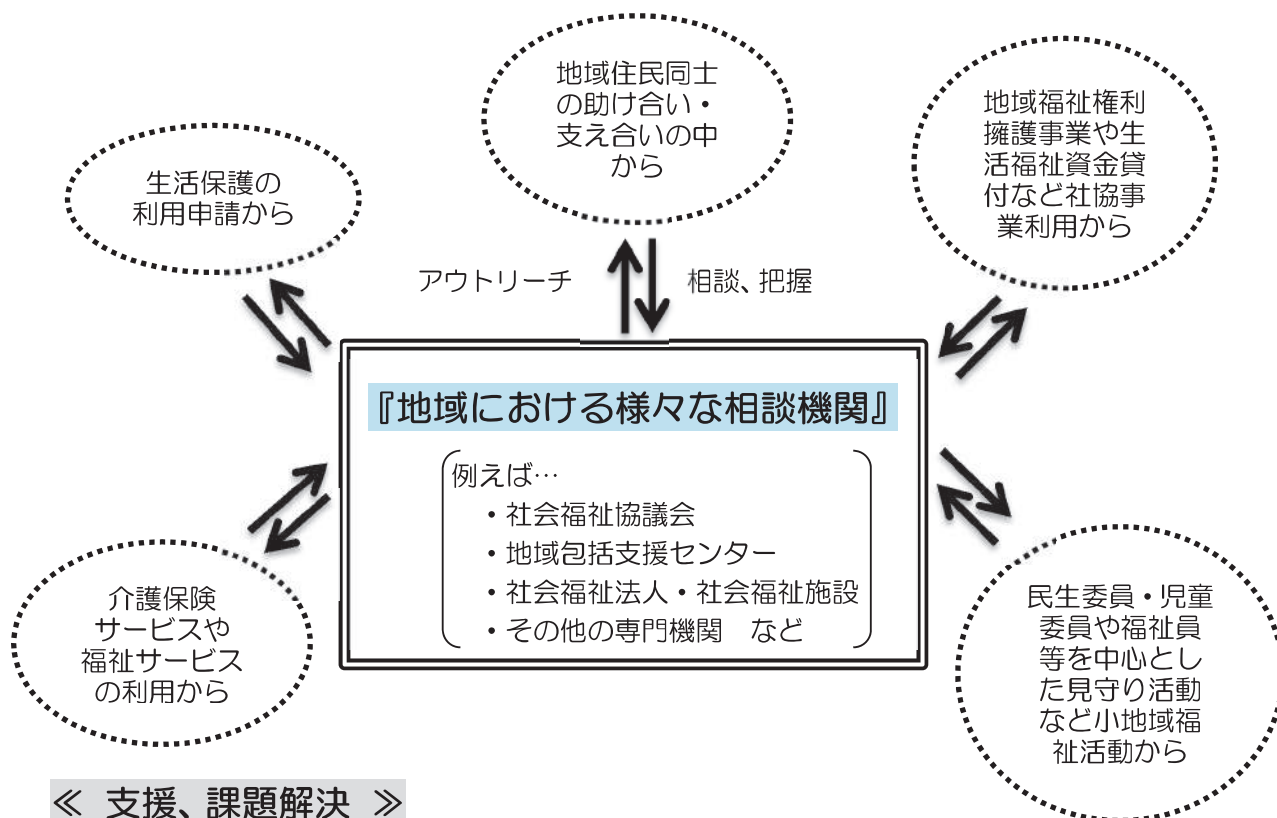
そして、多くの相談機関は、まず相談を受けた後、組織内での支援、実施しているサービス等で解決する方法はないかと検討します。しかし、組織内で支援が完結する場合はいいですが、支援や解決ができない場合は、他の専門機関等へ相談内容をつなぐ必要があります。特に複雑化、多様化した課題に対しては、自らの組織内だけで解決できることが少なく、他の機関と連携しながら、民生委員・児童委員や福祉員等の地域住民との協働した支援や解決が必要となります。制度の狭間や深刻な生活課題を抱える人々への対応については、地域住民による見守りや支援だけでは難しいため、社協職員等の専門職の継続的・計画的な寄り添いの支援も必要です。

社協は、社協活動そのものである総合相談で、多様な相談を受け止め、地域における様々な関係団体との連携を強化して、複合的課題を抱える世帯の課題解決をめざします。

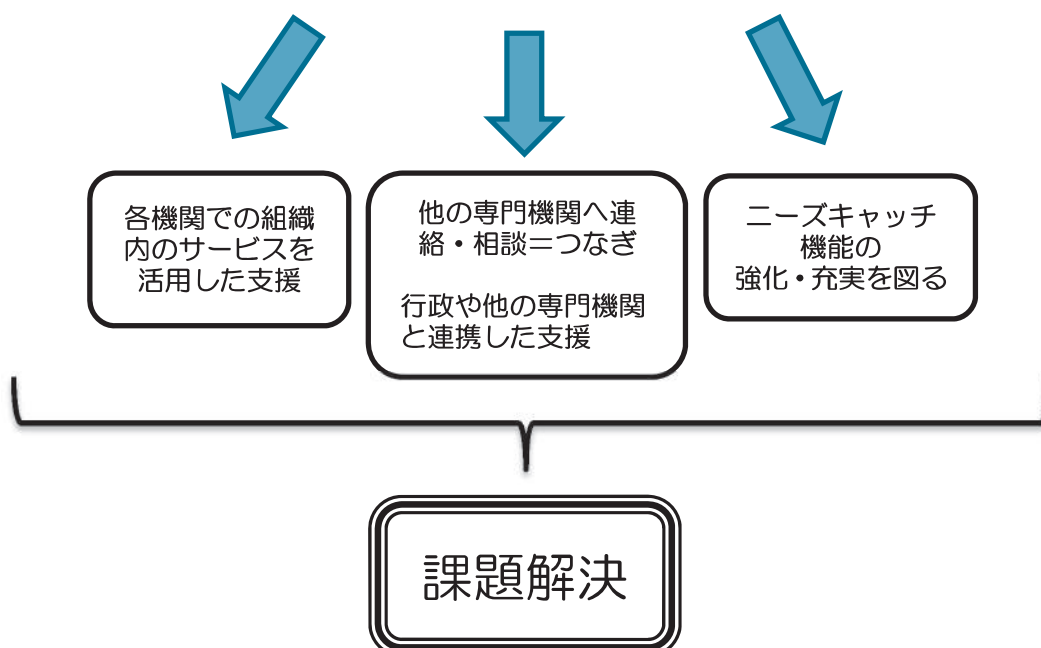
図3 ニーズキャッチから支援、課題解決までの流れ

《 ニーズキャッチ 》

地域で困りごとを抱えた人、地域から孤立している人、複合的課題を抱える世帯などが抱える課題は、以下のような方法でキャッチします。



《 支援、課題解決 》



3. 「複合的課題を抱える世帯への相談支援の機能強化」に向けた提言 (各種団体の具体的な取組の方向性)

相談のワンストップ機能の充実を図り、課題解決のための仕組づくりをすすめるために・・・

提言 I : ニーズキャッチの仕組を強化し、多様な相談を受け止め、キャッチした課題を支援に結びつける

社協では、民生委員・児童委員や各種専門職の協力を得て「心配ごと相談事業」や「総合相談事業」、「専門相談」などの相談事業を行うほか、ボランティア相談など様々な生活支援に関する相談を受けています。またその他の地域包括支援センターや在宅介護支援センター、各種相談支援事業所などの様々な相談機関も、それぞれの専門性を活かしながら多様な相談に応じています。

しかし、社協の現状としては、民生委員・児童委員等の相談員や社協職員が受けた相談内容がそのままとなり、相談内容から新規事業の開発や活動の展開をするなどといった社協の特徴が十分に活かせていないということもあります。

また、自ら相談できない人、相談しない人、支援を拒否する人は、社会的に孤立する傾向にありますが、多くの方が、複雑化・多様化した課題を抱えています。そのような潜在化した課題をどのように発掘するかも課題となっています。

そのための取組方法の1つとして、「ニーズキャッチの仕組を強化し、多様な相談を受け止め、キャッチした課題を支援に結びつける」ことを提案します。

具体的には、地域において様々な相談機関がある中で、まずは対象者や相談内容を問わず、多様な相談を受け止めることが必要です。相談内容によっては、相談者だけの問題ではなく、その周りの家族の問題も絡んでいる場合もあり、幅広く目を向けることも重要です。相談を受けたままではなく、キャッチした課題をどのように支援に結びつけていくかが課題解決のカギとなります。

また、地域に潜在化している課題を発見するためには、専門職のみならず、民生委員・児童委員や福祉員、自治会役員等の地域住民による日頃からの見守り活動も重要な取組の1つです。あらゆるところにアンテナをはり、課題を把握します。

◆【提言を実現するために期待される取組】

提言を実現するために期待される取組	取組を期待する団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民により身近な地域で相談窓口を設置する。(地区社協や自治会、ふれあいいいききサロン等) ・民生委員や福祉員など地域の中で協力いただける方との関係を築き、見守り活動などの小地域福祉活動を活性化させる。 	市町社協、地区社協
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が積極的に地域に出向き、ニーズをキャッチする。(アウトリーチ) 	市町社協、地域包括支援センター、社会福祉法人・社会福祉施設

<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動を通して、地域で困りごとを抱えた人、孤立している人などを発見し、連絡する。 ・地域住民の相談窓口 	民生委員・児童委員、自治会役員や福祉員、老人クラブ
---	---------------------------

提言Ⅱ：各種相談機関の連携強化を図り、課題解決につなげる

社協では、生活福祉資金の貸付事業や地域福祉権利擁護事業、介護保険サービスや障害者福祉サービス等の実施において、サービス利用に関する相談に対応しています。さらに、地域包括支援センターを受託するなど制度的な相談支援を行う市町社協もあります。また、個別の事業においては、地域包括支援センターや福祉事務所をはじめとする相談機関やサービス事業者から判断能力に不安のある方の日常生活上の支援についての相談が持ち込まれています。

しかし、多くの相談機関が個々の事業ごとに、利用者からの相談を受け、ニーズを把握していることが多く、組織全体での連携や情報共有が図られていないことがあります。また、自分のところで対応できない場合に、他部所や他機関につないで終了というケースも少なくありません。組織内外での横断的な連携の場や情報共有が図られていないため、分野を超えるような問題や複合化した問題、制度の谷間に位置する問題等について、対応できていない可能性があります。

そのための取組方法の1つとして、「各種相談機関の連携強化を図り、課題解決につなげる」ことを提案します。

課題解決に向けては、組織内はもとより、他の相談機関との連携を強化することがカギとなります。自分のところで対応できないケースも多くある中、他の各種相談機関がどのような機能を果たし、支援をしているか、日頃からの関係づくりを進めておく必要があります。例えば、対応困難な事例については、関係機関や行政機関等とのケース検討会を行い、事例の蓄積を行いながら、地域の課題を把握することも必要です。さらに、関係機関のみならず、民生委員・児童委員や福祉員等を交えたケース検討会を行うことにより、より重層的な体制で課題解決につなげることができます。

◆【提言を実現するために期待される取組】

提言を実現するために期待される取組	取組を期待する団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制整備のための支援を行う。 	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民（民生委員・児童委員や福祉員等）と専門職が協働する場を設ける。 	市町社協、地区社協
<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関同士の連携の場づくり（例えばケース検討会の開催など） 	市町社協、地域包括支援センター、社会福祉法人・社会福祉施設医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた支援（就労体験や就労訓練を行う事業所への支援 ・就労準備に向けたボランティア活動などの発掘 	市町社協、社会福祉法人・社会福祉施設、企業、ハローワーク、NPO

4. 参考資料

(1) 平成25年度 山口県地域福祉推進セミナーの実施報告

「地域から社会的孤立をなくす～誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとは～」というテーマのもと、住民同士のつながり、支え合いの大切さについて考えるセミナーを下記のとおり開催した。

◎日時：平成26年1月20日（月）午後1時～午後4時

◎会場：山口県総合保健会館 多目的ホール

◎参加者数：357名

◎日程



時 間	内 容
13:00～13:10	開 会
13:10～14:10	基調講演 「地域から社会的孤立をなくす ～誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとは～」 講師：松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会 会長 大嶋 愛子 氏
14:10～14:25	休 憩
14:25～16:00	実践報告 「社会的孤立をなくす取組 ～複合的課題を抱える世帯への支援から～」 ≪実践報告者≫ 松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会 会長 大嶋 愛子 氏 松戸市常盤平団地自治会 事務局長 山根 由美 氏 山口県労働者福祉協議会 専務理事 大塚 健二 氏 萩市社会福祉協議会 地域福祉推進係長 守永 加奈子 氏 ≪コーディネーター≫ 九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授 高野 和良 氏
16:00	閉 会

◎基調講演内容

《常盤平団地の概要》

昭和35年に大規模公団住宅1号として建設。2年後に自治会を組織。平成8年に地区社会福祉協議会（以下地区社協）を開設。

当時1万5000人であった人口も現在は、8000人弱。その中には、外国人も含まれる。世帯数は、5359世帯、高齢化率は40%を超えている。

《孤独死問題に取り組むきっかけ》

2001年に発見された、69歳男性の孤独死。団地1DKのダイニングキッチンの板の間で白骨死体となって発見され、死後3年が経過していた。この当時の家賃は、31,700円、共益費1,880円を合わせて、合計33,580円。亡くなられた後、通帳から引き落とせなくなるまでの約3年間、家賃以外にも電気代、水道代、ガス代を払い続けていた。5人兄弟だったこの男性は、長い間、兄弟姉妹とも連絡することなく、音信不通であった。近隣の話では、「近隣の人とあいさつをするでもなく、怖い人というイメージの人でした。」

つづいて、2002年4月上旬、50歳男性が孤独死しているのを発見。

「まさか自分のところで起こるなんて。孤独死が嫌だ。何とか食い止めなければ！」という思いから、団地自治会と団地社協、民生委員が一体となって孤独死について考えるようになった。

《孤独死ゼロ作戦（4つの課題）》

1. 孤独死を発生させる社会的背景

- ①高齢化の進展とひとり暮らしの増加
- ②都市化に伴う近隣関係の希薄化
- ③核家族化の普遍化
- ④長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ①ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」
- ②事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）
- ③サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ①孤独死した場合、早期発見・早期対応
- ②65歳以上ひとり暮らし「あんしん登録カード」の呼びかけ
- ③ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）
- ④「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用
- ⑤「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティーの推進）
- ⑥福祉よろず相談業務の充実

- ⑦ 関係団体との連携
- ⑧ 行政との協働と役割分担
- 4. いきいき人生への啓蒙、啓発
 - ① 地域福祉の事業活動への住民参加
 - ② 「いきいきサロン」の運営と住民の利用（平成19年設置）
入室料100円 午前11時から午後5時まで開いている。360日開設。
世話人は、1日二人体制で担当する。1日30人程度が利用している。
 - ③ 「とじこもり」をなくし、出会いの奨励
 - ④ 「あいさつ」運動の呼びかけ
 - ⑤ 仲間づくりへの配慮
 - ⑥ ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究
 - ⑦ 配偶者をなくした後の「立ち直り」への励まし
 - ⑧ 「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）
 - ⑨ 「快食」「快便」「快眠」の奨励
 - ⑩ その人に見合う運動、スポーツの実行
 - ⑪ 日常の生活習慣の改善
 - ⑫ その他

◎実践報告内容

《大塚氏》

山口県労働者福祉協議会及びパーソナルサポートセンターの紹介。

働いている方の支援、福祉の向上に資する活動をするところ。労働者＝賃金労働者と捉えていたが、近年は、労働者の意味合いを幅広く捉え、今仕事をしていない人、これから仕事をしようという人も対象に支援しようとしている。

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を2013年7月から委託を受けて実施している。事業の目的は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施すること。センター長含め、11名の人員体制で支援をしている。

支援については、当事者が抱える課題を把握し、ただ面談して終わりではなく、伴走型というように包括的・継続的な支援を行うということが特徴で、社協や行政、ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら、相談支援を行っている。

パーソナルサポートセンターは、山口、下関、周南の3か所に拠点を置き、以下の事業を展開している。主な事業内容は、（1）自立相談支援事業（2）就労準備支援事業（3）「就労訓練事業の推進」事業（4）家計相談支援事業（5）緊急一時宿泊。

相談者の傾向として、1人の方がいくつもの阻害要因（仕事、収入、住まい、健康など）を抱えている。複合的な課題を抱える方への支援は、すぐ終わるものではなく、継続的な関わりが必要。

現在の課題としては、①当事者の抱える問題領域も複雑化し、支援方法も拡充していく必要がある。②中間的就労の場の開拓。出口開拓、出口拡大。いかに就労体験に結びつけられるか。事業所にきちんとつなぐ。③精神的な問題を抱えている方が多いので、医療機関、福祉機関との連携が大切である。

パーソナルサポート事業を通して、相談に来られた方が、最終的に就労まで結びついたら幸せだが、なかなかそこまでたどり着かない。しかし、相談者本人から「ありがとうございます。就職して頑張ります。」という言葉が聞くと嬉しい。パーソナルサポートセンターから巣立った方が、パーソナルサポートセンターが困ったときの拠り所、安心材料の1つとなっていることにやりがいを感じる。

《守永氏》

萩市社会福祉協議会が展開している事業について紹介。

地域福祉権利擁護事業や法人後見については、多くの社協で取り組んでいる。

萩市社協は、独自に「自立生活安心サポート事業」を実施。判断能力は十分あるが、日常生活に不安のある方。例えば、お金はあり、頭もしっかりしているが、足が悪くて、お金を下ろしに行けない。ヘルパーにもお願いできないといった方を対象としている。現在20名程度が利用している。自立生活安心サポート事業を利用していけば、判断能力が低下したときに、スムーズに地域福祉権利擁護事業へ移行することができる。さらに判断能力が低下した場合は、法人後見。現在6件のケースを持っており、市長申し立てや財産の少ない方、引き受け手がない方などを萩市社協が受けている。

萩市社協では、見守り活動や認知症に関する事業も実施しており、それらの事業を通して、元気なうちから社協を知ってほしい。少し判断能力が落ちても、足が悪くなっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、すぐ施設に入所というようにならないような地域づくりをしていきたい。社協だけのサービスでは、狭間がある。行政の支援だけでも狭間がある。公的なサービスを組み合わせても狭間ができる。

最近では、地域福祉権利擁護事業でも対応できないが、後見人もつかないというケースが多い。対応できないとは言えないから、自立生活安心サポート事業で対応している。本人の財産を守るために事業を実施していく。

全国各地に社協はある。いい社協になるというより、頼りにされる社協にしたいと思う。今は、地域の一部の方には関わっていないと思うので、これからはいろんな方と関わっていきたい。社協内では、係ごとで事業しているが、それぞれがつながる仕組みづくりが必要だと感じる。

《大嶋氏》

いきいきサロンの取組について紹介。

誰でも気軽に立ち寄れる拠点があれば、住民は幸せではないか。孤独死ゼロ作戦

の一環として「いきいきサロン」を設けた。平成19年に、URの空き店舗を活用してオープン。商店街の一角であり、通常家賃は、12万円だが、URに半額の6万にさせていただき、自治会と地区社協で半分ずつ負担している。サロンをみんなで運営し、ともに実行するために運営規則を策定。有償ボランティアの世話人が日々の運営にあたり、1日2人体制で担当する。営業時間は、午前11時から午後5時までの年中無休。入室料は、1人100円。たばこ、お酒は禁物。テレビも置かない。サロンでは、ミニ催しなども開催でき、運営等に困ったときは、世話人相互で連絡し合い、みんなで考える。無料でコーヒーを用意し、喫茶店で250円払って飲むなら、サロンで！営業時間内なら、何時間いてもOK。

引きこもっていた方が、サロンに来るようになって、お友達ができて、サロンを楽しむようになったという事例もある。認知症の症状が出て、最終的には、施設に入所されたが、親族の方に、「平成19年にサロンができて、施設に入所する最近まで、地域で自立して生活できた父親は幸せ者です」という一言を聞いたとき、サロンをやっていてよかったと実感した。

孤独死をゼロにするのは難しいが、早期発見には努めていきたい。住民が安心して暮らすことができる団地にするために、「あいさつ運動」を広げていきたい。

《山根氏》

常盤平団地自治会の取組について

松戸市には、15の地区社協があり、一番初めにできた地区社協が、常盤平団地地区社協。団地自治会と地区社協は、両輪で動いている。

53年間、毎月欠かさず、会報「ときわだいら」を発行しており、孤独死ゼロ作戦やいきいきサロンの取組等、自治会の活動に対して表彰を受けた。

団地の住民から、「自治会や地区社協があってよかった」という言葉をいただき、住民が喜んでいただいていると実感している。

AERAという雑誌で、常盤平団地は、日本で一番の団地と紹介されたことがある。その名に恥じないよう、これからも頑張っていきたい。

《高野氏（まとめ）》

かつては、家族が孤立を防ぐ一番大きな支えであったが、今では、1人暮らしや夫婦2人のみの世帯が増え、家族が孤立を促すような形、問題になるようになってきた。昔は、1人暮らし、夫婦世帯と分かりやすかったが、最近では、40代の娘と80代の母親2人世帯、90代の母親と70代の娘の2人世帯というように、今までの家族の形とは違う家族の形が増えてきている。

地域で身近な家族というものが、崩れていき、皆が不安に感じている。一番大きな問題は、高齢者は高齢者のみで、子育て世代は子育て世代のみでと世代バラバラになっていること。そういった世代をどのようにつないでいくか。常盤平団地では、「あいさつ運動」。

地域の中でお互いに見守る、支え合うという合意も崩れつつある中、地域の中での関係をどう作っていくかも問われている。

また、社協やパーソナルサポートセンターなどのような専門的な支援の枠組みも紹介されたが、専門的な支援の枠組みを使いこなせるような地域も作っていかなければならない。大きな支え手である民生委員や福祉員、自治会での活動まで広げていけたら力強い地域になる。地域包括ケアの推進と言われる中、地域の中で、実質的な枠組みを作っていくことが果たしてできるだろうかということが問われている。地域の中で孤立という問題に関心を持っていくために、サロン活動や見守り活動は重要な活動である。活動を広げながら、地域の中で支え合っていくことが必要だという雰囲気をいかにつくっていくかが社会的孤立について考える背景になると思う。

(2) 提言書の作成経過

提言書の作成にあたっては、地域福祉推進委員会にて提言テーマの協議を行い、地域福祉課題提言部会にて現状把握や課題整理等を行い取りまとめました。

◀ 地域福祉推進委員会及び地域福祉課題提言部会の協議経過 ▶

時 期	地域福祉推進委員会	地域福祉課題提言部会
H25. 7. 23 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言テーマ及び部会の進め方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置 ・ 提言テーマについての現状と課題の整理
H25. 9. 20 (金)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター及びパーソナルサポートセンターにおける相談支援の状況について ・ 地域福祉推進セミナー企画
H26. 1. 20 (月)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進セミナー開催
H26. 2. 17 (月)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進セミナー報告 ・ 提言書(案)検討
H26. 3. 3 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書最終案の検討 ・ H27年度提言テーマの検討 ・ 提言書周知方法の検討 	

《 地域福祉推進委員会 委員名簿 》

自 平成24年7月 1日

至 平成26年3月31日

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	九州大学大学院 人間環境学研究院	准教授	高 野 和 良
副委員長	やまぐち県民ネット21	理 事	安 達 智
委員	山口県立大学社会福祉学部	学部長	草 平 武 志
委員	山口県弁護士会	弁護士	石 原 詠美子
委員	周南市社会福祉協議会	事務局長兼 総務課長	有 馬 俊 雅
委員	美祢市社会福祉協議会	地域福祉係長	羽 根 一 孝
委員	下関市社会福祉協議会	事務局次長兼 地域福祉課長	山 村 敏 史
委員	山口県社会福祉法人 経営者協議会 山口県社会福祉法人 経営青年会	会 長	辻 中 浩 司
委員	梅光学院大学	准教授	吉 島 豊 禄
委員	山口県自治会連合会	会 長	小 田 敏 雄
委員	山口商工会議所	専務理事	上 野 省 一
委員	山口県労働者福祉協議会	専務理事	大 塚 健 二
委員	山口県医師会	理 事	今 村 孝 子
委員	山口県民生委員児童委員協議会	副会長	岸 野 保 則 (H25. 11. 30 まで)
		副会長	野々村 壽 代 (H26. 2～)
委員	山口県老人クラブ連合会	女性委員長	中 村 美 子 (H25. 7. 30 まで)
		副会長	西 川 三代子 (H25. 10～)
委員	山口県健康福祉部厚政課	主 幹	門 田 大
委員	山口県共同募金会	常務理事兼 事務局長	藤 田 惠一郎 (H25. 6～)
委員	山口県教育庁義務教育課	指導主事	松 岡 修 司 (H25. 6～)

《 地域福祉課題提言部会 委員名簿 》

自 平成25年7月 1日

至 平成26年3月31日

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	九州大学大学院 人間環境学研究院	准教授	高 野 和 良
委員	下関市社会福祉協議会	事務局次長兼 地域福祉課長	山 村 敏 史
委員	山口県社会福祉法人 経営者協議会 山口県社会福祉法人 経営青年会	会 長	辻 中 浩 司
委員	山口県労働者福祉協議会	専務理事	大 塚 健 二
委員	山口県民生委員児童委員協議会	副会長	岸 野 保 則 (H25.11.30まで)
委員	山口県健康福祉部厚政課	主 幹	門 田 大
委員	防府市社会福祉協議会	総務係長	山 本 亨
委員	下松市社会福祉協議会	福祉係長	廣 石 順 丈
委員	山口県社会福祉協議会	生活支援部長	渡 邊 康 男

《第2回ゲストスピーカー》

防府市地域包括支援センター

センター長 秋重 郁子

《事務局》

山口県社会福祉協議会 地域福祉部

部 長 高木 和男

地域福祉部 地域福祉班

班 長 大倉 隆雄

主任主事 中村 美保

主任主事 山本 彩

主任主事 福田 惇一

発行：平成26年3月

発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072

山口県山口市大手町9-6

TEL (083) 924-2828

FAX (083) 924-2847

印刷：(有) いづみプリンティング



この提言書は、赤い羽根共同募金会の配分金により作成しました。